

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区浜松町二丁目 6 番 2 号

日本ホテルファンド投資法人

代表者名

執行役員

實 延 道 郎

(コード番号: 8985)

問 合 せ 先

ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社

財務部長

有 働 和 幸

TEL. 03-3433-2089

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本ホテルファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 5 月 11 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場するに当たって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| (1) 募集投資口数                    | 41,800 口  |
| (2) 払込金額(発行価額)                | 未定。平成 18 年 6 月 5 日(月曜日)(以下「発行価格決定日」という。)開催予定の役員会で決定する予定。  |
| (3) 募集方法                      | 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。大和証券エスエムビーシー株式会社以外の引受人は、極東証券株式会社(以下大和証券エスエムビーシー株式会社と併せて「引受人」という。なお、その他の引受人は未定。)とする。一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 4 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により発行価格決定日に決定する。 |
| (4) 引受契約の内容                   | 引受人は、下記(8)記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格と払込金額(発行価額)との差額の総額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。   |
| (5) 需要の申告期間<br>(ブック・ビルディング期間) | 平成 18 年 5 月 26 日(金曜日)から平成 18 年 6 月 2 日(金曜日)まで   |
| (6) 申込単位                      | 1 口以上 1 口単位   |
| (7) 申込期間                      | 平成 18 年 6 月 6 日(火曜日)から平成 18 年 6 月 9 日(金曜日)まで  |
| (8) 払込期日                      | 平成 18 年 6 月 13 日(火曜日)   |

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (9) 投資証券交付日 平成 18 年 6 月 14 日(水曜日) (以下「上場(売買開始)日」という。)
- (10) 発行価格、払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (2) 売出投資口数 2,200 口  
売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案の上、大和証券エスエムビーシー株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。
- (3) 売出価格 未定。売出価格は、一般募集における発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の指定する販売先である株式会社クリエイティブ・リノベーション・グループ・ジャパン、株式会社共立メンテナンス、極東証券株式会社、新日本空調株式会社、オリックス・リアルエステート株式会社、キャピタルアドバイザーズ株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションから各々550口、770口、330口、220口、110口、110口及び110口(合計2,200口)を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。
- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間 申込期間は、一般募集における申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 受渡期日は、一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新投資口発行

(「2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当)

- (1) 募集投資口数 2,200 口
- (2) 払込金額(発行価額) 未定。払込金額(発行価額)は一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。
- (3) 割当先の名称 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (4) 申込単位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 18 年 7 月 10 日(月曜日)
- (6) 払込期日 平成 18 年 7 月 11 日(火曜日)
- (7) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (10) 第三者割当による新投資口発行については、平成 18 年 5 月 11 日(木曜日)に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、大和証券エスエムビーシー株式会社が後記「5. その他/(1) 販売先の指定」に記載の本投資法人の指定する販売先である株式会社クリエイティブ・リノベーション・グループ・ジャパン、株式会社共立メンテナンス、極東証券株式会社、新日本空調株式会社、オリックス・リアルエステート株式会社、キャピタルアドバイザーズ株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションから各々550口、770口、330口、220口、110口、110口及び110口(合計2,200口)を上限として借入れる本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の売出しです。従って、オーバーアロットメントによる売出しにかかる売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、本投資法人は平成18年5月11日(木曜日)開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口2,200口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成18年7月11日(火曜日)を払込期日として行うことを決議しています。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、上場(売買開始)日から平成18年7月7日(金曜日)までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限として東京証券取引所において本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数からシンジケートカバー取引にかかる借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。そのため、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	400口
一般募集による増加投資口数	41,800口
一般募集後の発行済投資口総数	42,200口
本件第三者割当による増加投資口数(予定)	2,200口
本件第三者割当後の発行済投資口総数(予定)	44,400口
(注) 本件第三者割当による増加投資口数及び本件第三者割当後の発行済投資口総数は、前記1.記載の通り変更される可能性があります。	

3. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取概算額20,900,000,000円については、本件第三者割当による新投資口発行の手取概算額1,100,000,000円と合わせて、本投資法人による特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。)の取得資金の一部等に充当します。

4. 投資主への利益分配等

利益分配等は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針によるものとします。

5. その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定に基づき、それぞれ本投資法人が資産の運用にかかる業務を委託しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の株式を保有する株式会社クリエイティブ・リノベーション・グループ・ジャパン、株式会社共立メンテナンス、極東証券株式会社、新日本空調株式会社、オリックス・リアルエステート株式会社、キャピタルアドバイザーズ株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションに対し、一般募集により本投資証券をそれぞれ410口、670口、270口、180口、90口、90口及び90口(合計1,800口)を販売する予定です。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(2) 売却・追加発行等の制限

本投資法人は、大和証券エスエムビーシー株式会社との間で、上場（売買開始）日以降6ヶ月を経過するまでの期間、大和証券エスエムビーシー株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、投資口の追加発行（ただし、本件第三者割当による追加発行を除きます。）を行わないことに合意しています。

本投資法人の投資主である株式会社クリエイティブ・リノベーション・グループ・ジャパン、株式会社共立メンテナンス、極東証券株式会社、新日本空調株式会社、オリックス・リアルエステート株式会社、キャピタルアドバイザーズ株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションは、大和証券エスエムビーシー株式会社との間で、上場（売買開始）日以降1年を経過するまでの期間、大和証券エスエムビーシー株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、一般募集により取得することを予定している投資口及び本日現在保有している投資口の売却等を行わないことに合意しています。

更に、上記及びに記載した制限とは別に、本日現在における投資主は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に関する確約を行っており、上場（売買開始）日以後6ヶ月を経過する日までの間は、原則として本日現在における所有投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないことになっています。

以上

\* 本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。